

西宮市立総合教育センター条例の一部を改正する条例案に関する  
意見決定の件

西宮市立総合教育センター条例の一部を改正する条例を制定するに当たり、  
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき提示すべき意見に  
ついて、別紙のように決定する。

令和3年8月4日提出

西宮市教育委員会  
教育長 重松 司 郎

(別 紙)

西宮市立総合教育センター条例の一部を改正する条例案に関する意見

西宮市立総合教育センター条例の一部を改正する条例の制定については、異議ありません。

令和3年8月4日

西宮市教育委員会

西宮市立総合教育センター条例の一部を改正する条例

西宮市立総合教育センター条例（昭和59年西宮市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条中「西宮市神祇官町2番6号」を「西宮市六湛寺町3番1号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

(参考)

○提案理由

総合教育センターの市役所東館への移転に伴い、所要の規定の整備を行うため。

令和3年7月16日  
(2021年)

西宮市教育委員会  
教育長 重松 司郎 様

西宮市長 石井 登志郎

西宮市立総合教育センター条例の一部を改正する条例案に関する  
意見聴取の件

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第  
29条の規定に基づき、西宮市立総合教育センター条例の一部を改正する条例  
案を作成するにあたり、西宮市教育委員会の意見を聴取します。